



①会場入り口で検温 ②受付で書類チェック ③医師による予診
④ワクチン接種 ⑤接種済証の発行と2回目の接種予約
⑥別室で接種後の経過観察

5月10日(月) 市内4会場で ワクチン接種開始

市内4会場で、高齢者へのワクチンの集団接種をスタートしました。
初日の5月10日(月)には、4会場で合わせて280人がワクチン接種を受けられました。
今回、ショッピングプラザアピアでお出会いた奥儀三さん(聖徳町)に協力していただき、ワクチン接種の約30分間同行させていただきました。
接種を終えた奥さんは、「1回目のワクチン接種を無事終えたので、ホッとしていますが、今までどおりマスクや手洗いなどの感染防止対策を徹底していきたい」と気を引き締めていました。

2020年は、新型コロナウイルス感染症によって、すべてが様変わりしました。同年を表す漢字「密」と発せられました。
感染拡大防止には、通常の日常生活とは真逆の行動変容が必要で、「三密」を避け、手洗い・マスク着用をはじめとする個々の感染防止対策や換気可能な環境整備が重要です。それでも十分な予防効果を得るに至らず、第4波の感染拡大によって、医療崩壊間近となっています。

シリーズ 『東近江医師会』からの提言 新型コロナと向き合う vol. 8

☎一般社団法人 東近江医師会
☎0748-24-1441 FAX0748-24-1444

基本的な感染防止対策が一定有効であったと思っております。住民の皆さんも感染防止対策の基本を理解して、ワクチン接種を受けることが重要であると思っております。

1回目の接種となりました。本来なら、コロナ専用病床がある病院としては、もっと早く接種するべきだったと思いますが、職員の間で院内でのクラスター発生もなくここまでこれたのは冒頭に記載した職員各々の感染防止対策が一定有効であったと思っております。

新型コロナウイルス感染症への取り組み

独立行政法人国立病院機構
東近江総合医療センター
井上 修平 院長(写真右)

滋賀県からの要請で帰国者・接触者外来を設置し、2020年9月1日からは20床のコロナウイルス療の継続を行いながらのコロナウイルス感染症への対応は困難を極め、診断や治療に関しても日々情報が変わり、現在まで混乱状態が続いています。
その中でも、感染拡大防止に有効なワクチン接種がようやく始まり、今年4月27日には当センターでも第

新型コロナウイルスの 感染拡大を防ぐ切り札



接種費用 無料
(全額公費)

本市では、感染による重症化のリスクが高い65歳以上の高齢者からワクチンの集団接種を進めています。
5月18日時点で、市内の高齢者31,615人の内、約83パーセントとなる26,220人が予約を終えています。
ワクチン接種を希望する人で、まだ予約が済んでいない場合は、お忘れなく手続きを行ってください。
今回は、65歳以上の高齢者の次に接種を行う基礎疾患などのある人へのワクチン接種についてお知らせします。

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター



電話 **0570-000-398**

受付時間 平日 午前9時から午後8時まで
土・日曜日、祝日を除く。

予約(接種会場と時間)、接種券・予診票紛失などの問合せ

インターネット予約専用サイト

電話での予約は、混雑が予想されます。できるだけインターネット予約を利用してください。
※予約専用サイトは、24時間利用可能



<https://coronawakuchin-higashiomi-shiga.com/>



新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

基礎疾患とは

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病(肝硬変など)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている。
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- 染色体異常
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)
- 重い精神疾患【①精神疾患の治療のため入院している、②精神障害者保健福祉手帳を所持している、③自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合】や知的障害(療育手帳を所持している場合)

基準(BMI30以上)を超える肥満の人

BMI30の目安《BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)》
(例)身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg

基礎疾患などのある人

16歳から64歳までの人で、右記の基礎疾患などのある人は、事前に申し出てください。医療機関での診断書などは不要で、自己申告になります。

- 申告方法
 - ・申告書による申告(窓口または郵送)
 - ※申告書は、市ホームページに掲載しているほか、市役所新型コロナウイルスワクチン接種推進室および各支所の窓口にも設置しています。
 - ・電話(コールセンターで受け付け)
- 申告期間
6月1日(火)から15日(火)まで
- 予約の手続き
申告後、接種券と予診票を7月上旬に郵送しますので、各自で予約をしてください。

高齢者施設などの従事者

勤務されている高齢者施設などからワクチン接種の案内があります。

基礎疾患などがないそれ以外の人

- 7月中旬以降⇒50歳から64歳までの人
- 7月下旬以降⇒35歳から49歳までの人
- 8月中旬以降⇒16歳から34歳までの人

■記載の情報は、5月18日時点のものです。

■最新情報は、市ホームページなどで随時お知らせします。

